県有施設におけるPPA太陽光発電設備導入調査業務委託先募集要領

1 業務の目的

本県では、2022年12月に策定した「あいち地球温暖化防止戦略2030(改定版)」において、2030年度の温室効果ガスの排出量を2013年度比で46%削減(産業部門34.6%削減、業務部門69.2%削減、家庭部門77.6%削減等)する目標を掲げた。

県の事務事業に伴い発生する温室効果ガス排出量の削減目標を定める「愛知県地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」についても、2023年8月の一部改定において削減目標を引き上げており、県有施設・県有地に対する再生可能エネルギーの積極的な導入による排出削減が不可欠となっている。

県有施設・県有地における太陽光発電設備の最大限導入を図るため、太陽光発電設備導入のボトルネックである初期費用負担を回避できる「PPA」の活用を検討し、2023年度及び2024年度の2年間において、県有施設・県有地を対象にPPA実施可能性検討調査(以下、「検討調査」という。)を実施した。

検討調査でPPA実施可能性ありと判断された県有施設については、今後、太陽 光発電設備の導入に向けて検討を進めることとしているが、太陽光発電設備の導入 に当たっては、施設の個別事情に応じた実施計画の策定が必要となる。

そこで、検討調査においてPPA実施可能性ありと判断された県有施設のうち、 医療療育総合センターを対象に、太陽光発電設備導入に向けた詳細な調査を実施し、 同施設におけるPPA実施に向けた基本的な計画を作成する。

PPA (Power Purchase Agreement) 方式

- ・PPA事業者は、県有施設・県有地に太陽光発電設備を設置し保守管理する。
- ・県は、PPA事業者に設置場所を貸すとともに、発電された電力を使用し、電気代として PPA事業者に支払う。
- ・PPA事業者は、設置費用や保守・管理費用を県からの電気代で回収する。

<対象施設概要>

- 施設名称 医療療育総合センター
- · 所在地 愛知県春日井市神屋町 713-8
- ・ 備 考 太陽光発電設備の設置用地は、敷地内の建屋を取り壊した後 (2028 年度以降) に整う見込み。

2 業務内容

別紙1「県有施設におけるPPA太陽光発電設備導入調査業務仕様書」のとおり

3 委託の方法

事業実施にあたって企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様書及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議する。

4 契約条件

(1)委託金額限度額2,100,000 円以内(消費税及び地方消費税(税率10%)含む)

(2) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により納付。 ただし、第129条の3の規定に該当する場合は、全額免除。

(3) 契約期間

契約締結日から2026年3月23日(月)までとする。

(4) 委託費の支払条件 原則事業終了後の精算払いとする。

5 応募資格

応募の資格は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 令和6・7年度入札参加資格者名簿(愛知県会計局)の業務(大分類)「03. 役務の提供等」-営業種目(中分類)「07. 調査委託」に登録されている者で あること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者で、企画提案書の提出期限において、愛知県から愛知県会計局指名停止取扱要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者選定までの間に「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)に掲げる排除措置を受けていないこと。
- (4) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。この場合の要件は以下のとおり。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者が、応募資格(2)及び(3)の要件を 満たす者であること。
 - ウ 共同企業体を代表する事業者は応募資格(1)の要件を満たすこと。

6 説明会の開催等

応募希望者を対象に、以下のとおり説明会を開催する。説明会の出席は応募の必 須条件ではないが、応募希望者は可能な限り出席すること。

(1) 開催日時

2025年5月23日(金)午後1時30分から

(2) 場所

愛知県自治センター 8階 会議室D (愛知県名古屋市中区三の丸2丁目3の2)

(3)参加申込方法

参加申込は以下により電子メールで行うこと。

- ・申込期限:2025年5月22日(木)午後5時
- ・電子メールの見出し:「県有施設におけるPPA太陽光発電設備導入調査業務に係る説明会参加申込」
- ・記載事項:貴社名、参加者所属・氏名、連絡先(電話番号及びメールアドレス)
- ・連絡先:(電子メール) ondanka@pref.aichi.lg.jp
- (4)業務内容等に関する質問等

本業務に関し質問等がある場合は、2025年5月26日(月)午後5時までに電子メールにより送信すること。

質問等への回答は、質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、愛知 県のWebページに掲載するとともに、質問者に対して電子メールにより回答する。 仕様の補足等を掲載することもあるので、質問および回答については企画提案書 等の提出前に必ず確認すること。

ア 質問の送付先

電子メール: ondanka@pref.aichi.lg.jp

タイトルは「県有施設における P P A 太陽光発電設備導入調査業務に関する質問」とすること。

イ 回答掲載 Web ページ

本募集要領掲載ページと同じURLに掲載する。

7 応募方法

(1) 企画提案書の提出

応募希望者は、別紙 2 「企画提案書等作成要領」により必要書類を作成し、提出すること。

ア 提出期限

2025年6月5日(木)午後5時必着

イ 提出方法

持参又は郵送(配達証明に限る)とする。

- ※ 持参の場合の受付時間は、土・日を除く開庁日午前9時から午後5時までとする。郵送の場合は、配達の都合で提出期限までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。
- ウ 提出先

 $\mp 460 - 8501$

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県環境局地球温暖化対策課 活動支援グループ

電話 052-954-6887 (ダイヤルイン)

- (2) 企画提案書作成上の注意
 - ・ 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本 国通貨とする。

- ・ 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- 企画提案は1事業者1提案とする。
- ・ 提出期限後の問い合わせ、書類の追加・修正は原則として認めない。
- ・ 提出書類は返却しない。
- ・ 正本には業務実績に記載した内容が確認できる書類(契約書の写し等)を 添付すること。

8 企画提案の選定等

(1) 事前審査(書面)

企画提案書が6案以上あった場合は、書面による事前審査を行い、提案数を3 案に絞り込む。事前審査の結果については、6月12日(木)までに各提案者に個別に連絡する。

(2)審查方法

委託者が設置する審査会において、提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより、本県が定める審査要領に基づき総合的に審査を行い、最優秀企画提案書を決定する。審査会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じない。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

(3) プレゼンテーション

ア 開催日等

6月上旬~中旬に県庁内会議室において開催予定。日時等が決定次第、各提 案者に個別に連絡する。

イ 実施方法(予定)

企画提案書の内容説明(15分間)、質疑応答(5分間)

※ スクリーン、プロジェクタ、HDMI ケーブルは当方で準備する。

(4) 審查基準

以下の項目について評価し、総合的に審査を行う。

評価項目	評価ポイント
業務実施体制	・ 実施体制が適切であり、業務遂行のために十分な人員を
	確保しているか。
	・ 必要な専門的知識・経験を有する人員で構成されている
	か。本業務内容に関連する同種又は類似業務の実績は適切
	かつ十分か。
経費積算	・ 事業内容に対して、必要な経費が、適切な数量・単価で
	計上されているか。
企画提案	(業務趣旨の理解度)
	・ 本業務の背景・目的を的確に把握、理解し、それにふさ
	わしい企画内容となっているか。
	(業務スケジュール)

・ 全体事業計画及び業務スケジュールの内容は、実現可能 で、適切かつ十分か。

(業務内容)

- ① 太陽光発電設備配置計画・接続計画の作成
- ・ 配置計画・接続計画で定める事項及びその調査方法が具体的に示されており、各計画を適切に作成可能な提案内容となっているか。
- ② 太陽光発電設備設置に係る経済性の評価
- ・ 具体的なコスト要因を想定のうえ、PPA想定電気料金 単価を的確に算定することが可能な提案内容となっている か。また、PPAの場合と自己所有の場合の経済性を、正 確に比較検証できる提案となっているか。
- ③ 事業スケジュールの作成、課題の整理
- ・ 事業スケジュールで定める事項や想定される課題等が具体的にイメージできており、現実的なスケジュールが作成可能な提案となっているか。

(追加提案)

・ 本業務の成果や付加価値の高まりが期待できる提案者独 自の追加提案はあるか。

社会的取組

社会的価値の実現に資する取組として、以下の取組を行っているか。

- ・環境マネジメントシステムの導入
- ・自動車エコ事業所の認定
- あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定
- ・あいち生物多様性企業の認証
- ・ 障害者法定雇用率の達成
- ・協力雇用主の登録、保護観察対象者等の雇用、障害者就労 施設等からの調達実績
- ・女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニーの認証
- ・えるぼし認定、プラチナえるぼし認定
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録
- ・あいちっこ家庭教育応援企業への賛同
- ・くるみん認定、トライくるみん認定、プラチナくるみん認定
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定
- ・あいちエコモビリティライフ推進協議会への加入、エコ 通勤優良事業所の認証

(3) 選定結果の通知

全提案者に対し、文書で通知する。

(4) 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ・ 応募する資格のない者が提案したとき。
- ・ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- 事実に反する申込みや提案などの不正行為があったとき。
- ・ 提案者が当該公募に対して2以上の提案をしたとき。
- ・ その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる 義務を履行しなかったとき。